

## **[事案 2020-178] 失効無効請求**

・令和3年4月26日 裁定終了

### **<事案の概要>**

オーバーローンにより失効したことを不服として、失効の無効等を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成2年4月に契約した終身保険について、平成6年3月と平成7年2月に契約者貸付を受け、その後何度か一部弁済を行ったものの、平成28年6月にオーバーローン（契約者貸付の元利合計額が解約返戻金額を超過する状態）によって失効した。しかし、以下の理由により、本契約が有効であることの確認（請求①）、失効後の災害入院特約にもとづく給付金の支払（請求②）、契約者貸付の未返済分を保険契約終了時に清算すること（請求③）を求める。

- (1) 契約時に、「保険料を一括で前納しておけば、解約しない限り契約が失効することはない。」と説明された。
- (2) 自分には契約を解約する意思は全くない。
- (3) 解約通知、契約者貸付清算書が送付されておらず、借用証書の返還等の手続がなく、失効の説明も長年受けられずに放置されたため、契約の効力はあるものと認識していた。
- (4) 貸付金の返済は、保険契約終了時に差し引くと説明されて貸付を受けた。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約者貸付の申込書には、「保険約款および契約者貸付に関する特約条項を了承の上」貸付を申し込むと記載がある。
- (2) 平成24年9月以降、オーバーローン失効とならないために一部弁済の必要があることを説明したところ、翌年5月に一部弁済があった。また、平成27年5月にも同様に一部弁済があり、このことから、申立人は、一部返済をしなければ契約が失効することを理解していた。
- (3) 仮に、保険契約がオーバーローンにより失効せずに、約款所定の保険金の支払事由が発生した場合には、申立人が主張するように保険金から差し引く形で貸付金を処理することが可能であるが、本契約は失効しており、契約者貸付金の残額部分は借入時の約定により契約の消滅をもって、その時点の解約返戻金と相殺した。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約募集時、契約者貸付時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。